

議案第63号

財産を無償で貸し付けること（田園町下水道用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市田園町二丁目219番2	51.19平方メートル

2 相手方

鳥取市尚徳町116番地

鳥 取 市

3 貸付期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

4 理 由

下水道用地かつ地元の生活道路として良好な管理を行わせるため、引き続き鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。